

平成30年度事業実施報告

I 重点事項

1 新たな国民健康保険制度の安定的かつ効率的な運用支援に向けた取り組み

- (1) 新たな国民健康保険制度に対応するため、平成30年4月から稼働した国保情報集約システムについて、市町村と随時連絡を取り合い、クリティカルエラーの解消やスケジュール調整などに取り組み、市町村を跨る被保険者の資格情報の連携や、高額療養費の多数回該当回数を県単位で通算する新たな仕組みについて、円滑な導入に努めた。また、国保総合システムとの連携など包括的なシステム運用の安定化に努めた。
- (2) 新たに開始した保険給付費等交付金(普通交付金)の県からの直接支払について、普通交付金収納等事務規則に則り、市町村における事務負担の軽減を目的に本会が市町村に代わって請求及び収納事務を行い、診療報酬が医療機関等に対して指定の期日までに確実に支払われるよう取り組んだ。特に年度末の支払いについては、県と連携をとりながら一定額の確定やスケジュール調整を行い、市町村の年度末に係る会計処理が滞りなく進むよう努めた。
- (3) 平成30年1月に機器を更改した、診療報酬の審査支払業務及び保険者事務電算共同処理業務を処理する国保総合システムについて、新機器導入当初の影響を最小限に抑えるため、国保中央会への働きかけや保険者との連携を強化し、運用の安定化に努めた。

2 診療報酬等審査支払業務の充実・強化

- (1) 平成29年10月に国保中央会・連合会が策定した「国保審査業務充実・高度化基本計画」を踏まえ、コンピュータチェックにおける事務付託項目について、平成31年4月からの共通設定に向け準備を行うとともに、各国保連合会の審査委員会において、8割以上が採用している審査基準を全国共通の審査基準とし、可能なものから順次コンピュータチェック項目として設定を行い、審査基準の統一化を図った。また、国保中央会のホームページにて公開している、コンピュータチェックの「対象事例」について、診療報酬改定に伴う見直しを行い、平成31年2月に更新を行った。
- (2) 審査委員が医学的審査に専念できるよう、審査委員から依頼された項目について、職員が事前に抽出及び査定処理を行う等、職員による審査補助業務の強化を図り、効率的かつ効果的な審査の実施に取り組んだ。
- (3) 審査担当職員の審査事務共助知識力の一層の向上を図るため、点数表の解釈や医学的な内容並びにコンピュータチェックの処理方法等の研修を行い、研修に基づき処理マニュアルの整理を行った。また、保険者のレセプト点検員に対しても、点数表改定に伴う研修会等を行った。

3 介護保険、障害者総合支援に係る業務の円滑な運営

- (1) 介護給付適正化を推進するため、介護と医療の突合点検及び縦覧点検を行うとともに、過誤申立情報の代行入力及び登録を行い、過誤処理額として、医療と介護の突合点検について3,706万円、縦覧点検については8,742万円の効果額があった。また、保険者における介護給付適正化の推進を目的とした巡回支援については、各保険者へのアンケート調査に基づき、28保険者に実施した。
- (2) 平成30年度の介護保険制度改正並びに改元に伴い、全国共通の介護保険審査支払等システム及び本会独自システムの双方において、機能拡充の検証作業等を計画どおり行うとともに、介護医療院の創設対応や縦覧点検保険者支援システム等の改修を行った。
- (3) 令和2年の次期介護保険審査支払等システムの導入に向けて、県・市町村に設置している介護保険審査支払等システム及び障害者自立支援給付支払等システムのネットワーク機器(ルータ・ファイアウォール及び伝送クライアント)について機器更改を行った。
- (4) 新たに開始した障害介護給付費等審査支払事務を適切に行うため、国保中央会が作成した各種マニュアルを使用した自治体説明会の開催(7月・10月)や、自治体要望により構築した「台帳支援システム」の効率的・効果的な運用を行うとともに、障害福祉サービス事業所からの請求システム変更に関する問合せ等への迅速かつ的確な対応に努めた。

4 保険者支援事業の充実・強化による医療費適正化の推進

- (1) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の保健事業支援・評価委員会(以下、「委員会」という。)委員として、新たに県医師会理事1名を加え、特定健診受診率向上にかかる医療機関との連携強化を中心に、保険者に対し効果的な助言を行った。

国の補助金である「国保ヘルスアップ事業」に申請した14保険者を含めた県内全保険者(神奈川県・広域連合含む)を対象に、保険者が策定したデータヘルス計画・個別保健事業計画を進める上で、特定健診・特定保健指導実施率向上事業や糖尿病重症化予防事業等の課題把握や改善点に対して、委員会及びブロック別研修会(保健福祉事務所単位)を通じて、委員から文書及び口頭による助言・評価を行った。
- (2) 「特定健診・特定保健指導実施率向上支援事業」として、申請のあった7保険者(4市2町1組合)へ在宅保健師を派遣し、マンパワー支援を行った。派遣した在宅保健師による支援結果としては、特定健診未受診者に対して延べ5,353件、特定保健指導の未利用者に対して延べ762件の受診・利用勧奨を行った。また、支援後の経過としては、電話勧奨を実施した者のうち約24%(暫定値)が特定健診を受診、約13%(暫定値)が特定保健指導を利用した。
- (3) 特定健診受診率向上にかかる庁内体制・受診勧奨プロセスの見直しや実際の受診勧奨現場の状況把握等を目的に、寒川町をモデル保険者として選定し、本

会保健師と保険者保健師が協働した取り組みを行った。具体的には、本会保健師が保険者の受診勧奨事業の企画段階から参画し対象者選定等を行うと共に、個別訪問による受診勧奨・未受診理由の把握を行った。また、取組結果については、各種研修会を通じて他保険者へ情報提供・ノウハウ提供を行った。

- (4) 県外保険者の特定健診受診率向上に係る好事例からノウハウを習得するため、県内保険者と共に県外保険者視察を実施した。また、神奈川県主催の研修会と共催する形で、県外視察の報告会を実施した。
- (5) 保険者による第三者行為求償事案の早期発見をサポートするため、レセプト情報から交通事故等が疑われる被保険者を抽出した「傷病原因調査一覧」や「介護保険利用者一覧」などを、保険者に毎月提供するとともに、平成30年6月に開催した担当者向け説明会において、提供帳票の見方や活用方法などについて改めて周知した。

平成30年度における本会の求償総額は16億円を超え、過去最高額となった。そのうち、平成30年度から新たに取扱いを開始した無保険の自動車事故・自転車事故に係る加害者への直接求償事務については、56件を受託し、約450万円を収納した。また、直接請求事務の迅速・適切な処理の実施に向けて、平成30年8月に開催した都市(町村・組合)部会において、保険者が本会に対して事務委託する際に必要となる書類や、本会に委託された案件の処理概要の説明とともに、段階的な受託範囲拡大に向けた今後の検討スケジュールについても提示した。

- (6) ジェネリック医薬品の普及促進に向けて、平成30年度より差額通知書の対象薬効を13薬効から56薬効へ引き上げ、本会はこれに基づき「ジェネリック医薬品に関するお知らせ(はがき)」を作成した。その効果も含めて、平成31年3月診療時点のジェネリック医薬品の数量シェアは74.15%となり、前年同月対比で3.92ポイントの進展がみられた。

また、平成30年7月に、神奈川県より後発医薬品に関する分析業務を受託し、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係るレセプトデータを基に、薬効別・年齢階層別等の使用割合や保険者別の課題などについて分析した結果を提供した。

5 業務の効率化及び経費の節減並びに適正で透明な事業運営と会計事務の遂行

- (1) 経費節減に資するため、各部署のノー残業デーの実施による一斉消灯の実施、エレベータの使用自粛、冷暖房の温度管理、夏季の軽装(クールビズ)及び冬季における節電対策の実施等の取り組みはもとより、本会内部に設置した経費節減推進委員会の報告を踏まえ、平成29年度末に実施した節水型便器への交換により、洗浄水量の抑制に取り組んだ。その結果、水道料金は前年度と比較して50.1%、金額にして約177万円の経費節減ができた。
- (2) 平成30年4月から「新財務会計システム」を導入した結果、運用面の操作性向上や伝票数の減少による伝票作成時間の短縮、承認・決裁手続き等のチェック機能の充実が図られ、事務効率と事務改善に繋がった。また、執行の適正

化と透明化を目的に、令和元年度予算要求から、「新財務会計システム」への入力作業を予算要求部署が行い、経理担当部署との双方向による予算管理と執行状況等の確認体制を構築した。併せて、複式簿記による財務諸表作成においては、単式簿記からの連携によるエラーの改善や月次管理を強化した。

- (3) 国保会館の老朽化に伴う対応として、中長期的な視点に立って計画的かつ効率的に修繕工事を行うため、平成31年3月、「国保会館修繕5カ年計画」を策定した。策定にあたっては各種設備等の耐用年数と交換サイクル等から優先順位を考慮し、経費の平準化を図った。

6 危機管理対策と情報セキュリティ対策の充実・強化

- (1) 災害時等において本会及び保険者等の受ける損失を最小限に抑えることを目的とし、平成31年3月に「業務継続計画（BCP）」を策定した。また、災害等で本会のみでの対応が困難な場合を想定し、平成30年12月に国保中央会を含む全国の国保連合会との間で災害時広域支援協定を結んだ。
- (2) 情報セキュリティ対策の充実・強化を図るため、PDCAサイクルに基づき「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の維持及び継続的な改善を行うとともに、運用管理年間スケジュールに沿って、次のとおり取り組んだ。
- ① 各課(室)の情報セキュリティ目標を掲げ、その達成状況の進捗管理を実施
 - ② 年度単位のリスクアセスメントの見直しによる、必要なセキュリティ対策の実施
 - ③ 情報セキュリティポリシーの順守、理解することを目的とした職員研修、職員間の内部監査を実施
 - ④ 情報セキュリティの外部審査機関によるサーベイランス審査の受審
 - ⑤ ISMSの運用、課題管理の進捗、教育・訓練、各監査状況等の取り組みを最高情報統括責任者に報告するとともに、ISMSの妥当性及び有効性の観点から必要な改善事項の指示を受けるマネジメントレビューを実施
 - ⑥ 平成30年11月に委託先点検を行い、本会が委託する業務のセキュリティが確保されている事を確認
 - ⑦ 平成31年3月にセキュリティ強化月間として、各部署間での相互チェックを実施
- (3) 特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、平成30年9月に全職員を対象に、個人情報保護法と番号法の関係について研修を実施した。また、平成31年2月に特定個人情報取扱担当者を対象として、国保中央会主催の特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修会を受講した。